



独占禁止法改正

カルテルに対する制裁の強化、課徴金減免制度の改善、企業結合届出制度の大幅な変更

独占禁止法改正案が今国会で成立しました。改正法により、課徴金減免制度の拡充、カルテル首謀者への課徴金の強化、個人への懲役刑の上限の引上げなど、カルテルに対する制裁が強化されました。企業結合規制に関しては、国際的な整合性を確保するため、これまで事後届出で済んだ株式取得についても事前届出が必要になり、また届出基準も大幅に変更となります。

2005年に行われた独占禁止法（以下「独禁法」といいます）の改正では、カルテル規制を強化するため、課徴金の算定率を引き上げるとともに、カルテル参加者の「自首」を促すため課徴金減免制度が導入されました。

本日（2009年6月3日）成立した今回の改正（以下「本改正」といいます）では、排除型私的独占や一部の不正な取引方法についても課徴金制度を導入するなど、ルール違反に対して制裁を厳しくする措置が盛り込まれています。さらに本改正では、現在事後届出とされている株式取得について、30日間の禁止期間を伴う事前届出制度が導入されました。新しい制度では、届出基準について、これまでのような法人単位ではなく企業グループ全体で見た国内売上額を基準とする仕組みが採用されており、また日本の子会社や支店を介さない直接輸入も国内売上額に該当するなど、これまで届出の対象とならなかった事案（特に、外国会社同士の企業結合など）が届出の対象に加えられることとなりました。

なお、議論の多い審判制度の見直しに関しては、今回の改正案には盛り込まれず、今後の検討を待つことになりました。

本改正は、公布の日から1年以内に施行され、施行日は政令で定められることとなります。

カルテル、私的独占等

新しい課徴金ルール(カルテル、私的独占等)

課徴金減免制度の変更(カルテル)

現行制度では、カルテル事件に関する課徴金減免の申請は法人単位で行われることになっています。そのため、

複数の企業からなる企業グループがカルテルに関与していた場合には、仮に第1番目に申請したとしても、カルテルに関与した全ての企業について「100%免除」の地位を取得することはできず、また、関与した子会社の数が企業グループ内で4以上に及ぶ場合には、課徴金の減免を受けられない子会社もでることになります。また逆に、一つの企業グループが課徴金減免を受ける地位の全て（100%免除、50%減額、30%減額）を独占することもあり得、他の企業が課徴金減免を申請するインセンティブが低下するおそれがあります。

そこで、本改正では、同じ企業グループ内の親子会社については、複数の会社が共同して課徴金の減免を申請できるようになりました。また、公正取引委員会による調査開始前の課徴金の減免申請については、減免を受けられる枠を、これまでの3つから5つ（1社に対して100%免除、1社に対して50%の減額、3社に対して30%の減額）に増やしました。

「首謀者」に対する課徴金の加重(カルテル)

現行法では、カルテルや支配型私的独占について、10年以内に再度違反行為を行った場合、課徴金が50%加重されます（例えば、売上高の10%が15%になるなど）。本改正では、カルテルの「首謀者」についても、同じく50%の加重制度が導入されました。そして、「首謀者」でかつ再犯に該当する会社については、両方の加算が適用されて、算定率が2倍になります（例えば、売上高の10%が20%になるなど）。

除斥期間の延長(カルテル、私的独占など)

現行法では、カルテルが終了して3年が経過すると、公正取引委員会は、課徴金納付命令や排除措置命令を出す

ことができません。この3年という期間は国際的には短い
ため、他の国の当局が調査している国際カルテル事
件でも、公正取引委員会が調査できないことがありまし
た。通常、公正取引委員会が調査を完了するのに10ヶ月
から1年を要するので、カルテル終了から既に2年以上が
経過していると、公正取引委員会は、事実上その事件に
ついて調査を開始できなくなります。

そこで、本改正では、除斥期間を5年に延長しました。
その結果、公正取引委員会は、4年以上前に終了してい
たカルテルについても、最大3年分の売上げを基礎とし
て（課徴金の算定に際して、最大3年間の売上げが基礎
とされ得るとの現行ルールは本改正の下でも維持されま
す）、課徴金を課すことができるようになります。

私的独占、不公正な取引方法に対する課徴金制度の拡大
現行法では、不当な取引制限（カルテル）及び「支配
型」の私的独占についてのみ、売上高の最大10%の課徴
金を課すことができますが、本改正は、課徴金の対象
を、「排除型」の私的独占や、一定類型の不公正な取引
方法にも拡大しました。ただし、これら新たに課徴金の
対象となった行為類型については、課徴金の算定率はカ
ルテルより低くなっています（表参照）。

課徴金の算定率

	不当な取 引制限	私的独占		不公正な取引方法
		「支配型」	「排除型」	
現行法	売上高の 10% ¹	売上高の 10% ¹	なし（排除措 置命令のみ）	なし（排除措置命令 のみ）
本改正	売上高の 10% ¹	売上高の 10% ¹	売上高の6% ¹	□ 差別的対価、不 当廉売、再販売価 維持についての再 犯：売上高の3% ¹ □ 優越的地位の濫 用：売上高の1%

承継会社に対する課徴金(カルテル、私的独占)

本改正により、公正取引委員会による調査開始後にカル
テルに関与した事業部門がグループ内の会社分割や営業
譲渡で子会社化された場合には、公正取引委員会が、こ
の事業部門を承継した会社に対して課徴金を課すことが
可能になりました。

¹ 小売業、卸売業については、これよりも低い算定率が設定されている。

カルテルに対する刑事罰の強化

本改正により、カルテルの罪による懲役刑の上限が、
3年から5年に引き上げられました。3年以下の懲役につ
いては執行猶予を付することができることとされているこ
ともあって、これまでは、カルテル事件に基づき起訴され
ても、実刑に処せられる例はありませんでした。刑の上限
を引き上げた本改正によって、カルテルに関与した役員
や従業員に実刑判決が科される可能性が高まると考え
られます。

企業結合

企業結合届出に関する新ルール

株式取得

現行法では、株式の取得は事後届出制となっています
が、本改正で、株式取得についても、合併や分割、
事業譲渡と同様、事前届出が必要になりました（30日間
の禁止期間があります）。届出基準も、以下のとおり、
すべて国内売上高に統一されて分かり易くなりました
（なお、基準となる売上高は従来より引き上げられてい
ます）。

国内売上高に基づく届出基準と企業グループに基づくアプローチ
現行法では、届出の基準について、総資産ベースと売上
高ベースが混在していましたが、本改正では、国内売上
高ベースの届出基準に統一されました。さらに、これま
でのような法人単位ではなく、企業グループ単位で売
上高が算定されることになりました。また、新ルールで
は、同じ企業グループ内の企業結合は、直接の親子関係
や姉妹関係にない会社の場合でも届出義務を負わないこ
ととされ、より企業実態に近い制度となっています。

次ページの表は、現行法と改正法の下での届出基準を比
較したものです。

ファンドによる株式取得に関する規定の新設

本改正は、投資組合等のいわゆる「ファンド」が行う株
式取得や所有については、その出資会社が株式取得や所
有を行うものとして取り扱うとの新规定を設けました。

現行法下における届出基準	新しい届出基準
株式取得 <ul style="list-style-type: none">□ 株式取得を行う法人及びその直接の日本の親会社又は子会社の総資産合計額が100億円超□ 株式取得を行う法人の単体の総資産が20億円超□ 対象会社（株式発行会社）の総資産（日本法人の場合）又は日本における売上高（外国会社の場合）が10億円超□ 対象会社の議決権の10、25又は50%を超えることとなる株式の取得	<ul style="list-style-type: none">□ 株式取得会社グループの日本における売上高³が200億円超□ 対象会社（株式発行会社）グループの日本における売上高³が50億円超□ 対象会社の議決権の20又は50%を超えることとなる株式の取得
合併² <ul style="list-style-type: none">□ 一方の当事者（単体）及びその直接の日本の親会社及び子会社の総資産合計額（外国法人の場合には日本における売上高）が100億円超□ もう一方の当事者（単体）及びその直接の日本の親会社及び子会社の総資産合計額（外国法人の場合には日本における売上高）が10億円超	<ul style="list-style-type: none">□ 一方の当事会社グループの日本における売上高³が200億円超□ もう一方の当事会社グループの日本における売上高³が50億円超
事業譲渡 <ul style="list-style-type: none">□ 譲受会社（単体）及びその日本の親会社及び子会社の総資産合計額が100億円超□ 譲渡対象となる資産が、<ul style="list-style-type: none">- 対象会社の全ての資産であり10億円超（外国会社の場合は日本における売上高）、又は- 日本において10億円超の売上高	<ul style="list-style-type: none">□ 譲受会社グループの日本における売上高³が200億円超□ 譲渡対象となる資産が、<ul style="list-style-type: none">- 対象会社の全ての事業であり日本における売上高³が30億円超、又は- 日本において30億円超の売上高³

企業実務への影響

日本企業、外国企業にかかわらず、株式取得が事前届出になったこと、また届出基準が国内売上高ベースに統一された点に留意する必要があります。売上高ベースの届出基準は、EUやその他多くの国と共通で、歓迎すべきと言えるでしょう。輸入も国内売上高とカウントされる点も、実態に即した改正と思われます。

なお、現行法では、法人単体での資産が基準となっているため、株式取得において、実質的資産を有しない買収目的の特別法人（SPV, special purpose vehicle）が介在した場合、外国会社を当事者とする企業結合は届出義務を負わない場合もありましたが、グループ会社全体の国内売上高を基準とする新しい制度の下では、このような企業結合も届出義務の対象になるので、特に外国企業については、注意が必要です。

お問い合わせ

中尾 雄史
パートナー
T +81 3 3584 8500
E takeshi.nakao@freshfields.com

上杉 秋則
シニア・コンサルタント
T +81 3 3584 8500
E akinori.uesugi@freshfields.com

山田 香織
アソシエイト
T +81 3 3584 8500
E kaori.yamada@freshfields.com

Freshfields Bruckhaus Deringer Law Office and Freshfields Bruckhaus Deringer Foreign Law Office (Joint Enterprise) are the Japanese affiliates of Freshfields Bruckhaus Deringer LLP.

Freshfields Bruckhaus Deringer LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC334789. It is regulated by the Solicitors Regulation Authority. For regulatory information please refer to www.freshfields.com/support/legalnotice. Any reference to a partner means a member, or a consultant or employee with equivalent standing and qualifications, of Freshfields Bruckhaus Deringer LLP or any of its affiliated firms or entities.

² 分割については、さらに細かいルールが定められています。

³ 計算方法は別途、規則に規定されることとなります。